

令和5年度県内教育旅行促進支援業務仕様書

1 業務の目的

県内の学校が県内を目的地として実施する宿泊を伴う教育旅行に対する支援を行うことで、県内観光地での消費を促進し、県内観光関連事業者の支援につなげる。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度県内教育旅行促進支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日(月)まで

(3) 委託業務の内容

県内の学校による県内での宿泊を伴う教育旅行の実施を促進し、支援すること(日帰りの教育旅行は対象外)。

ア 支援の対象

(ア) 支援対象者

県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等

(イ) 支援対象となる教育旅行

県内の学校が学校行事として企画し、令和5年4月から令和6年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室等で、県内において実施する宿泊を伴う教育旅行全般。

(ウ) 支援額

	支援対象者区分		参加児童生徒 1人あたりの 支援金額
	学校所在地域	教育旅行 実施地域	
1 学校所在地域と教育旅行実施地域が同一地域内の学校	北勢	北勢	4,000円
	中勢	中勢	
	伊賀	伊賀	
	伊勢志摩・紀勢	伊勢志摩・紀勢	
	東紀州	東紀州	
2 学校所在地域と教育旅行実施地域が隣接地域内の学校	北勢	中勢、伊賀	4,500円
	中勢	北勢、伊賀、 伊勢志摩・紀勢	
	伊賀	北勢、中勢	
	伊勢志摩・紀勢	中勢、東紀州	
	東紀州	伊勢志摩・紀勢	

3 学校所在地域と教育旅行実施地域が上記以外の地域の学校	北勢	伊勢志摩・紀勢、東紀州	5,000 円
	中勢	東紀州	
	伊賀	伊勢志摩・紀勢、東紀州	
	伊勢志摩・紀勢	北勢、伊賀	
	東紀州	北勢、中勢、伊賀	

※ 複数地域にまたがり教育旅行を実施する場合、学校所在地域から一番遠い教育旅行実施地域の支援金額を適用します。

※ 実際に教育旅行に参加した児童生徒数を対象とし、教員等引率者を除く。

※ 実費負担額を超えない範囲とする。

※ 地域区分は、以下のとおりとする。

北勢…桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中勢…津市、松阪市、多気町、明和町

伊賀…伊賀市、名張市

伊勢志摩・紀勢…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町

東紀州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

イ 支援金の総額

支援金の総額については、73,145 千円を限度とする。

ウ 申請の受付期間

申請の受付期間は、令和5年4月3日（月）から令和6年1月10日（水）17時までとすること。

エ 特設サイトの構築

本事業を県内の学校及び旅行会社等に周知するための特設サイトを構築すること。

オ 事務マニュアルの作成及び内容の周知

県内の学校及び旅行会社等向けの事務マニュアルを作成し、県内の学校及び旅行会社等に対して内容の周知を行うこと。

カ 専用電話窓口の開設

県内の学校及び旅行会社等からの質問に対応するための専用電話窓口を開設し、問い合わせ対応人員を配置すること（定休日等がある場合は、その旨を特設サイト等に明記し、確実に対応できる体制を整備すること）。

キ 県内の学校及び旅行会社等からの申請受付等

県内の学校及び旅行会社等からの交付申請受付、審査、取りまとめ、支援金の在庫管理を行うこと。

ク 県内の学校及び旅行会社等からの実績報告受付等

県内の学校及び旅行会社等からの実績報告の受付、審査、取りまとめを行うこと。

ケ 改善点等のフィードバック

実績報告と同時に、教育旅行を実施した学校から訪問した宿泊施設や観光施設等の改善点等に係るレポートの提出を求め、その内容を四半期ごとに当該施設にフィードバックするとともに、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」といいます。）に報告すること。

コ 県内の学校及び旅行会社等からの請求書受付等

県内の学校及び旅行会社等からの請求書の受付、審査、取りまとめを行うこと。

サ 月次報告書の提出、週1回の状況報告及び分析データの提供
支援状況を把握するため、支援実績の月末締め、月次報告書を翌月10日までに、当委員会に書面で提出すること。

週1回、支援実績の状況をメールで報告すること。また、動向分析等に必要となる電子データ等を提供すること。

シ 教育旅行を活用した県内観光地振興の取組

教育旅行を活用した県内観光地の振興につながる取組を実施すること。

ス その他実施上の注意事項

(ア) 市町補助金や三重県が実施する「全国旅行支援」等との併用を妨げないものとする(旅行代金を超えない範囲内)。ただし、三重県が実施する他の事業との併用は、原則として認めない。

(イ) 当委員会からデータ等の提供を求められた場合は、その指示に従い、速やかに対応すること。

(ウ) その他、業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。

(4) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)

イ 教育旅行の実施に係る学校長の押印のある証明書

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(5) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局

(三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内)

(6) 納入期限

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月25日(月)のいずれか早い日

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとします。
- 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- 委託業務を通じて取得した個人情報については、当委員会の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会個人情報保護規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律第171条及び175条に罰則があるので留意してください。
- 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。